

## ○当別町総合計画審議会条例

平成19年 3 月16日 条例第 7 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、当別町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について、必要な調査及び審議を行い、町長に意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内各種関係団体から推薦された者
- (3) 町長が公募した者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に関する答申が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、調査及び審議において必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(当別町部設置条例の一部改正)

2 当別町部設置条例（昭和61年当別町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条企画部の事項第 2 号中「総合開発計画」を「総合計画」に改める。